

【報告事項】 事務事業評価と補助金見直しの一元化について

1 補助金見直しの現状について

- ・補助金は、薩摩川内市補助金等基本条例により3年を超えない範囲内で見直しを行う必要がある。
- ・平成23年度の外部評価により補助金等評価事業は、「今後の方向性としては、補助金等の評価についても事務事業評価において実施することを検討すべき。」とされた。

(同条例により、見直しを行うときは、補助金等評価委員会の意見を聴くこととなっており、来年度から行政改革推進委員会の意見を聴く場合、条例改正が必要となる。)

(参考) 薩摩川内市補助金等基本条例

(補助金等の見直し)

第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、薩摩川内市補助金等評価委員会の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。

2 事務事業評価の現状について

- ・補助金は、補助金見直しの対象として、補助金等評価委員会の意見を聴いて、評価を実施してきた。
- ・補助金を含む事務事業は、補助金等評価委員会と行政改革推進委員会の二重の評価をさけるため、基本的に外部評価の対象外としてきた。

補助金を含む事務事業の例

市の予算科目		予算額
節	細節	
旅費	普通旅費	〇〇千円
需用費	消耗品費	〇〇千円
	印刷製本費	〇〇千円
役務費	通信運搬費	〇〇千円
委託料		〇〇千円
負担金補助 及び交付金	負担金	〇〇千円
	補助金	〇〇千円
合計		〇〇千円

補助金見直しの対象

1つの事務事業に補助金が含まれる場合の取扱い

平成24年度	平成25年度(案)
外部評価の対象外とする事由である「他の機関により評価される事務事業」に該当し、基本的に外部評価の対象外であった。	補助金等評価委員会が廃止された場合、平成25年度からは、事務事業評価の対象となる。

3 事務事業評価と補助金見直しの一元化の課題とその実施方針（案）について

・課題：事務事業評価と補助金見直しの審査を同時に行う手法が必要である。

⇒ 「事務事業評価表」とは別に、補助金の種類ごとに「補助金調書」を作成する。

補助金を含む事務事業の場合、主管課は、事務事業の説明及び補助金の説明を行ったうえで、事務事業の外部評価及び補助金見直しの審査を受ける。（別添参照）

（参考）事務事業評価及び補助金見直しそれぞれの対象としない事由

事務事業評価	補助金見直し
・市の裁量権が低いと判断される事務事業	・債務負担行為に基づき交付する補助金等（資金借入者が、前年度までの借入実行時に市に対して利子助成補助金申請を行っており、今年度以降、資金借入者が約定日に元本と利子を支払ったことを確認したうえで支出される利子助成補助金等）
	・法令の規定に基づき交付する補助金
	・災害復旧のために補助金
・他の機関により評価される事務事業	
・平成24年度をもって終了する事務事業	・当該年度で終了する補助金
・外部評価に適さないと判断される事務事業	

（参考）市の主な補助金と見直しの対象・対象外

項目	主管課	補助金名称	見直し対象 ・対象外
公的団体 補助（運 営）	コミュニティ課	自治会補助金	対象
	観光・シティセールズ課	薩摩川内市観光協会運営費補助金	
	消防総務課	消防団分団等運営補助金	
公的団体 補助（事 業）	市民スポーツ課	全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金	
	林務水産課	川内川漁業協同組合放流事業補助金	
	文化課	国際青少年音楽祭開催事業補助金	
個 別 市 民・ 業者補助	企画政策課	定住促進補助金（定住住宅取得補助金）	
	市民健康課	不妊・不育治療費等助成金	
	環境課	生ごみ処理機器購入補助金	
イベント 補助	農政課	産業祭開催事業補助金	
	観光・シティセールズ課	川内大綱引補助金	
	観光・シティセールズ課	薩摩川内はんやまつり補助金	
	観光・シティセールズ課	いむた池納涼花火大会補助金	
—	農政課	農業経営基盤強化資金利子助成金（債務負担行為分）	対象外
	学校教育課	私立幼稚園就園奨励費補助金	
	コミュニティ課	特別災害復旧補助金（自治公民館敷地の崩土等除去）	

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)									
事務事業名	資源ごみ分別回収推進事業(売払収入還元報償金等)				担当者	橋口 堅			
所管部課名	市民福祉部環境課				事業の根拠(根拠法令)	ごみ処理基本計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理								
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針	政策(章)	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり			主要施策(節)	ごみ処理の充実		
						施策(項)	資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進		
予算科目等	会計	一般会計			款	衛生費			
	項	清掃費			目	廃棄物処理費			
	事項	資源ごみ回収事業費			細事項	資源ごみ回収事業費			
事業の概要									
資源ごみの分別収集、ごみの減量化、再資源化の推進を行うもの。									
2 事務事業の実施 (Do)									
事業の内容	対象(誰を、何を対象とする事業か)	①市民 ②自治会 ③地区コミュニティ協議会			事業開始年度		平成16年度		
	手段(市がどのような活動をするか)	①ごみ収集所設置の補助(自治会) ②リサイクル推進員の設置補助(自治会) ③資源ごみ売り払い収入を報償費として地区コミュニティ協議会に還元(地区コミ) ④生ごみ処理機購入補助(市民) ⑤使用済自動車の海上輸送費の補助(甌島地域)	活動指標(市として何をを行うか?)		指標名	・広報紙等による啓発活動 ・ごみ分別に伴う助成			
			最終目標値	自治会長説明会 4月 広報紙(2月)衛自連だより(7月、2月) 計4回 ※その他HP掲載					
			最終年度	平成32年度					
意図(どのような目的で事業を行うか)	ごみの分別、減量化、再資源化の推進のため。			成果指標(活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)		指標名	資源率		
				最終目標値	33.5%				
				最終年度	平成32年度				
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算額	平成25年度見込み	平成26年度見込み		
	事務事業費	千円	34,935	34,705	34,500	34,500	34,500		
	地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
	新規リサイクル推進員研修謝金		1,064	986	0	0	0		
	新規リサイクル推進員研修旅費		532人分	493人分	0	0	0		
	リサイクル推進員設置補助		721人分	721人分	11,250	11,250	11,250		
	可燃・不燃・資源ごみステーション補助		35件	28件	1,839	1,839	1,839		
	使用済自動車海上輸送補助		118件	68件	511	511	511		
	生ごみ処理機購入補助		103件	109件	900	900	900		
	要員配置状況	人	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50		
職員	0.50		0.50	0.50	0.50	0.50			
嘱託員									
臨時職員等									
活動指標の推移	回	3	3	3	3	3			
成果指標の推移	%	13.3	11.1	14.6	17	19.4			
財源内訳	事務事業費	千円	34,934	34,705	34,500	34,500	34,500		
	国・県支出金								
	その他		19,119	23,862	14,394	14,394	14,394		
	一般財源		15,815	10,843	20,106	20,106	20,106		

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当でない (上記選択の理由) ・地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金は、市民の分別意欲増進のために交付しているが、実際に分別作業を行っているのは自治会であるため、自治会の分別意欲増進のため、コミュニティ課所管の自治会運営補助金に加算して自治会に交付できないか協議中である。 ・リサイクル推進員設置補助も自治会単位の補助であるため、自治会運営補助金に加算して交付し事務の軽減化が図られないか協議中である。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市で実施すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進は市の責務となっている。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) 地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金は、自治会の資源ごみ回収に伴う売却収入を主な財源として交付しており、可燃ごみ、不燃ごみを含めたごみ収集経費は約3億円を要しているため、売却収入のごみ収集経費への一部充当できないか検討しているが、報償金を削減すると市民の分別意欲が後退し、また、不法投棄が増加する心配がある。
	人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) ごみ収集・運搬、減量化、資源化、苦情対応等廃棄物に伴う全般の対応を職員3名、嘱託員1名の中で同事業を対応しており、削減余地はないと考える。
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> かなり高い <input type="checkbox"/> やや高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い (上記選択の理由) ・資源化率11～13%は、全国平均約20%より低く、75%～80%を実現している市町村もある。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> かなりある <input checked="" type="checkbox"/> ある程度ある <input type="checkbox"/> ほとんどない (上記選択の理由) ・生ごみのリサイクルや食用油等の分別など分別種類の拡大により資源化率が高くなるが、市民に負担となるため市民の理解が必要である。 また、市民への負担増により不法投棄の増加も心配される。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価 (一次)	内部評価結果
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 ・地区コミュニティ協議会別資源ごみ収集報償金について、現在地区コミュニティ単位での交付を、市民の分別意欲増進のため自治会(一部地区コミュニティ協議会)への交付に変更する方向で検討する。 ・市民への啓発活動については、衛生自治団体連合会と連携し進めていく。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・コミュニティ課と協議・連携を図りながら進める。 ・衛生自治団体連合会と十分協議・連携しながら進める。
外部評価 (二次)	外部評価結果
	事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	外部評価結果のまとめ

平成24年度評価対象補助金調書

ii 公的団体補助（事業）

整理番号	ii-7		名称	ごみ減量再資源化補助金				
担当課室名	環境課		根拠規程	薩摩川内市ごみ減量再資源化補助金交付要綱				
補助経過年数	21年以上							
事務局所在地	薩摩川内市神田町3番22号(環境課内)							
総合計画	基本方針	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり						
	主要施策	ごみ処理の充実						
	施策	資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進、不法投棄の防止推進						
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト							
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり							
平成24年度予算額	13,089千円	評価指標	資源化率	達成度	11.10%			
うち一般財源	13,089千円							
うちその他	千円							
その他の内容								
中事業	清掃総務費							
達成しようとする目標・成果	資源ごみの分別及び適正排出について全市民へ浸透（ごみ処理基本計画に定める成32年度33.5%）							
補助対象者	自治会又はこれに準ずる住民自治組織							
補助対象経費	①リサイクル推進員の設置 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修に要した経費 ③プレハブ型資源ごみ収集施設以外の資源ごみ収集施設及び一般廃棄物収集施設の新設・補修に要した経費							
事業・活動の内容	①資源ごみ分別の指導・監督及びごみの適正な排出の指導 ②プレハブ型資源ごみ収集施設の新設・移転・補修 ③プレハブ型資源ごみ収集施設以外の資源ごみ収集施設及び一般廃棄物収集施設の新設・補修							
補助金額又は補助率	①リサイクル推進員1名につき月額1,250円×月数（年額15000円） ②新設 プレハブ型資源ごみ 対象経費相当額 2坪型・・・15万円, 1.5坪型・・・13万円, 1坪型・・・10万円を上限とする プレハブ型資源ごみ以外の収集施設 対象経費相当額, 5万円を上限とする ③移設 プレハブ型資源ごみのみ 対象経費の50%, 3万円を上限とする ④補修 対象経費の50% 3万円を上限とする							
補助金額又は補助率の積算方法	合併協議により旧川内市の制度を適用							
補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の歳入・歳出決算の状況	収入	項目	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
	市補助金 (前年度繰越金)							
	計	0		0		0		
	支出	事業費						
		人件費						
		其他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計	0		0		0			
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
その他特記すべき事項等	①市民のごみの減量化、資源化の推進は、自治会の積極的な活動に支えられているため当該補助金は今後も引き続き必要と考える。 ②平成24年度予算において、新規リサイクル推進員に対する研修会謝金、旅費の計上をせず現地研修など研修方法の見直しを検討した。 ③「自治会補助金に統合すべき」との意見をいただき、その方向で検討している。 ④各自治会がふるさとクリーン大作戦への参加、清掃活動等を行っている。 ⑤HP広報紙誌等で補助制度の周知を行うほか、リサイクル推進員研修会について衛自連だよりで周知した。 ⑥市民のボランティアが進められている、市が直接実施した場合多額の経費が必要となる。 ⑦全国的にも低い資源率ではあるが、行政が分別を厳しくすると不法投棄が増えるため、啓発により市民の減量化、資源化の意欲向上に努めることが重要である。 ⑧資源ごみ売却収入が直接自治会に届く制度とともに、指定ごみ袋の在り方、ごみの有料化についても検討が必要である。							

【評価項目】

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

要件	項目	主管課評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自治会単位で活動していただくことにより、地域において多くの市民の参加でリサイクルの推進や環境美化活動が取り組まれている
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 自治会は、積極的に地域のリサイクルの推進や環境美化活動に取り組まれているが、自治会の会費だけでは実施できないので、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が強い指導を行えば不法投棄を増大させる可能性があり、家庭ごみを排出する市民の自主的な活動により、減量化、資源化の効果は大きいと思われる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額については、自治会の負担が大きくなるよう、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	ボランティアにより積極的に活動していただいている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	自治会は、リサイクルの推進や環境美化活動以外にも地域振興等公益的な活動を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	減量化、資源化の成果達成のためには、当該補助金制度に加え、資源ごみ売り払い収入還元による分別意欲の向上、広報周知活動など様々な取り組みが必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	リサイクル推進員については、名簿を提出させ、ごみ収集所の補助金については、施工前、施工後の写真、領収書等を徴している。

【参考評価視点】 ii 公的団体補助(事業)

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

項目	主管課評価	評価した内容についての説明
① 補助の対象となる事業について、客観的な費用対効果の検証を行うことが可能である。	C	南日本新聞回収、PTA回収、スーパー等の回収に伴う資源ごみの回収量が把握できず、資源化率に反映されないため正確な費用対効果の検証が行えない状況である。
② 他に同様の事業・活動を実施し得る類似団体等(民間事業者等を含む)が存在しない。	B	南日本新聞回収、PTA回収、スーパー等が回収を行っているほか再資源化業者による回収も行われているが、自治会回収の量が大部分である。
③ 補助の内容等に政策的な戦略性が認められる。(長期にわたる固定的な補助となっていないこと等)	A	ごみ処理基本計画によりごみの収集、中間処理、最終処分等施設の計画も含めた長期的な計画の中で位置付けられている。
④ 事業内容等に更なる改善・創意工夫の余地が認められない。	C	先進例では、生ごみや食用油等のリサイクルにより資源率が高い市町村もあり、ごみ収集所の補助制度について内容の拡充も検討する必要がある。

平成 2 4 年度評価対象補助金調書

iii 個別市民・事業者補助

整理番号	iii-6	名称	生ごみ処理機器購入補助金					
担当課室名	環境課	根拠規程						
補助経過年数	21年以上							
事務局所在地	薩摩川内市神田町3番22号(環境課内)							
総合計画	基本方針	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり						
	主要施策	ごみ処理の充実						
	施策	資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進, 不法投棄の防止推進						
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト							
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり							
平成24年度予算額	900千円	評価指標	①申請者数	達成度	H22 103件			
うち一般財源	900千円				H23 109件			
うちその他	千円							
その他の内容								
中事業								
達成しようとする目標・成果	資源の再利用及びごみの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的とする							
補助対象者	生ごみ処理機器の購入・設置者							
補助対象経費	当該容器又は機器の購入に要した経費							
事業・活動の内容	家庭ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の購入経費の一部を補助する。							
補助金額又は補助率	対象経費の50%とし、上限を2万円とする(百円未満切捨て)							
補助金額又は補助率の積算方法	合併協議により旧川内市の制度を適用							
補助を受ける事業(団体)等の過去3カ年の歳入・歳出決算の状況	項目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
	計	0		0		0		
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
その他特記すべき事項等	①ごみの減量化のために当該補助金について継続すべきである。 ②特になし。 ③特になし。 ④ - ⑤制度活用について、市ホームページ、広報紙で周知している。 ⑥制度の周知により市民のごみ減量化の意識啓発に効果がある。 ⑦交付実績は、毎年100件程度であり、さらに申請件数を増やしたい。 ⑧購入された生ごみ処理機が活用されているのか検証する必要がある。個人単位の助成だけではなく、自治会等の共同処理に対する助成制度についても検討する必要がある。							

〈評価項目〉

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

要件	項目	主管課評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民ひとりひとりの活動が市全体のごみの減量化につながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 生ごみ処理機は数万円するものもあり、各家庭で使用するためには、助成が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	家庭ごみを排出するのは各ご家庭であり、排出時に分別や生ごみ処理を実施することによりごみの減量化につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、ご家庭の負担が大きくなるよう、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	同じ申請者が複数回も購入することは想定されず、広く市民に活用される制度となっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	生ごみ処理機の活用により、ごみの減量化・資源化の大切さを認識され、様々な機会で見られることが期待できる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	C	生ごみの回収による資源化も考えられるが、回収経費の増加と、回収に伴う市民の理解と協力が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	生ごみ処理機は安価なものから数万円するものもあり、2万円の上限設定と50%補助の設定は妥当と考える。

〈参考評価視点〉 iii 個別市民・事業者補助

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

項目	主管課評価	評価した内容についての説明
① 補助制度全体について、客観的な費用対効果の検証を行うことが可能であること。	C	購入後どのように活用されているか把握できない。
② 永続的な補助にならないように、予め補助の終期が設定されているなどの措置が講じられていること。	C	広く市民個人に対する補助であり、終期設定はなじまない。
③ 補助の内容等に政策的な戦略性が認められること。（バラまき補助となっていないこと等）	A	ごみ処理基本計画によりごみの収集、中間処理、最終処分等施設の計画も含めた長期的な計画の中で位置付けられている。計画達成のためには市民の活動が重要である。
④ 客観的かつ明確な交付基準が存在すること。	A	補助金交付要綱に規定している。